

平成28年

第 2 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成28年2月22日(月) 開催  
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成28年2月22日(月) 午後2時0分 から 午後2時56分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 18名

会長 21番 大平 憲男  
会長職務代理者 20番 松原 一夫  
委員 1番 和田 忠  
委員 2番 山下 泰弘

委員 4番 一ノ渡 重義  
委員 5番 山田 敏実  
委員 6番 工藤 哲子  
委員 7番 神谷 陽一  
委員 8番 戸田沢 孝彰  
委員 9番 山下 正一  
委員 10番 松本 誠子  
委員 11番 照井 秀美  
委員 12番 湊 舟廣  
委員 14番 梅田 晃  
委員 15番 山本 健一  
委員 16番 中堤 正人  
委員 17番 工藤 範光  
委員 18番 白山 英昭  
委員 19番 前田 英雄

4. 欠席委員 3名

委員 3番 戸花 進  
委員 13番 新田 豊  
委員 18番 白山 英昭

5. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 報告第1号 農地の賃借料情報について  
第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
第5 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
第6 議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
第7 議案第8号 平成28年度農作業標準賃金について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 勝美  
主査 平谷 賢一  
臨時職員 蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員 4番 一ノ渡 重義  
委員 5番 山田 敏実

## 8. 会議の概要

議長  
(大平会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

議長

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。  
16番中堤委員から願います。

**【全員で農業委員憲章を唱和する。】**

議長

ご着席願います。  
只今の出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第2回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。  
4番一ノ渡委員、5番山田委員のご両名にお願いいたします。

議長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告第1号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

**【報告第1号を議案書をもとに朗読】**

議長

ただいまの報告について、質問のある方は挙手願います。

**【なしの声多数】**

議長

特に発言がないようですので、報告第1号につきましては終了します。

議長

日程第4 報告第2号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主事

**【報告第2号を議案書をもとに朗読】**

事務局長

補足説明いたします。  
報告第2号は、個人所有である農地をその所有者が代表取締役である農業法人に賃貸借の権利設定をしていた畑を第三者に売買することになったため、合意解約した旨の通知がありましたので報告するものです。  
以上です。

議長

ただいまの報告について、何かご質問ある方は挙手願います。

【異議なしの声多数】

議長

特に発言がないようですので、報告第2号につきましては終了します。

議長

日程第5 議案第5号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第5号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。  
今月の農地法3条は、売買による所有権移転が3件、使用貸借の新規設定1件、使用貸借の再設定の2件です。  
番号1、番号2の譲り受け人は新規就農者で、番号1の農地を取得するほか番号2の農地を借り受け、両親の応援を得ながらりんご栽培をして行くとのこと。  
番号3、番号4とも農業者年金受給による親子間での使用貸借の権利設定を行っていましたが、使用貸借期間の変更に伴う再設定です。  
番号5、番号6は、あっせんによる農地取得で、あっせん基準にそうものであります。  
  
今回上程されました案件は、取得後の全ての農地を耕作すること、保有機械、家族の従事状況、地域との調和などいずれも問題がなく耕作の事業に供すべき農地は、下限面積30aを超えていることから、許可要件を満たしているものと考えます。  
以上です。

議長

農地法3条の現地調査について、7番神谷委員から報告をお願いします。

7番神谷委員

現地調査について報告いたします。  
2月16日午後1時00分から、私と工藤哲子委員及び事務局とで、当事者立会いのもと、現地調査を行ないました。  
番号1の場所は、梅内地区にある蒼前神社への入り口を過ぎ、はじめの分かれ道を右折し300メートルほど奥へ行った辺りにある樹園地です。  
次に、番号2の場所は、梅内地区にある蒼前神社へ入る脇道からすぐ右側へ入る道を170メートルほど行ったところにある樹園地です。  
譲受人は、新規就農のため、番号1の農地を取得し、番号2の農地を使用貸借するものです。  
以上、簡単ではありますが報告します。

議長

次に、あっせんの結果について、14番梅田委員から報告をお願いします。

14番梅田委員

現地調査について報告いたします。  
2月3日、午後1時00分から、私と山田委員及び事務局とで、当事者立会いのもと、現地調査を行ないました。  
番号5の場所は、ラジコン公園から玉ノ木橋を渡り十字路を左折し、國王電設工業のそばにある農地です。  
売渡し人は、勤め先の建築業が忙しく農業経営が困難となっており、経営縮小を考え、農地を購入される方を探しておりました。  
譲受け人は、経営規模拡大を図ろうとするものです。  
現地調査後、役場3階会議室において、あっせんを行なったところ、双方とも売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。  
以上、簡単ではありますが報告します。

次に番号6の場所は、梅内地区にある蒼前神社への入り口を過ぎ、はじめの分かれ道を右折し75メートル行った辺りにある農地です。

売渡し人は、自営業が忙しく農業経営が困難であるため農地を処分したいと考え、農地を購入される方を探しておりました。

譲受け人は、経営規模の拡大を図ろうとするものです。

現地調査後、役場3階会議室において、あっせんを行なったところ、双方とも売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

以上、簡単ではありますが報告します。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。  
【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第5号を採決いたします。  
本案について、許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、許可することに決定いたします。

議長

日程第6 議案第6号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第6号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。  
番号2、番号3とも自宅を新築するため宅地に転用するもので、番号4は、自宅屋根からの落雪が隣地に落ちるため、自分の敷地を拡張するための転用です。  
立地基準は、3件とも、都市計画法の第1種住居地域に指定されている地域内にある農地のため第3種農地と判断しました。  
一般基準は、3件とも、転用面積、資金調達の確実性や遅滞なく目的に供される見込みがあり、周辺農地の営農に支障をきたす恐れがないなど、一般条件を満たしているものと考えます。  
以上です。

議長

ここで、現地調査について2番山下委員から報告をお願いします。

2番山下委員

現地調査について報告いたします。

2月17日、午後1時00分から、私と松原職務代理者及び事務局とで、当事者立会いのもと現地調査を行ないました。

番号2の場所は、梅内地区にある梅田政邦税理士事務所向かいの道に入り、グループホームしろやま付近の畑です。

申請人は、一般住宅を新築するための土地を取得し宅地に転用したいとのことでした。

次に番号3についてですが、場所は、川守田地区にあるテルイスポーツ裏あたりにある畑です。

申請人は、一般住宅を新築するため、土地を取得し宅地に転用したいとのことでした。

続いて番号4についてですが、場所は番号3の隣りにある畑です。

申請人は、自身の宅地から隣地に落雪するため、自分の敷地内で処理したく、土地を取得し敷地を拡張したいとのことでした。

現地調査の結果、3件いずれも申請面積は適正であり、周辺農地への営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむをえないものと見てまいりました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、許可相当の意見を添えて県知事に送付することにいたします。

議長

日程第7 議案第7号を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第7号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明いたします。

農作業標準賃金につきましては、三戸町、田子町、南部町の農業委員会事務局で協議し、平成28年度の標準賃金について申し合わせしたところです。

基本的には、平成27年10月18日に青森県最低賃金が16円引き上げられ時間給695円になり、その額を元に調整し、今回の上程案となったものです。

平成28年度の作業賃金ですが、時間給695円を8時間に換算しますと5,560円となり、百円未満を切り上げ5,600円とするものです。

前年度と比較しますと日給で100円の引き上げとなります。

次に、農業機械ですが、前年度と同額にすることで、3町で申し合わせ致しました。以上です。

議長

質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。  
ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第7を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認し、決定することにします。

議長

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

議長

これをもちまして、平成28年第2回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午後2時56分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成28年2月22日

議長

大平 憲男

会長 20 番

Ⓜ

会議録署名者

一ノ瀬 重義

委員 4 番

Ⓜ

会議録署名者

山田 敏実

委員 5 番

Ⓜ